



今月のテーマ

- お知らせ～社会保険料の変更について～
- お知らせ～臨時休業日について～
- 空家の活用がビジネスチャンスに（田中）
- 生産性向上設備投資促進税制について（吉兼）
- 国税情報を活用した社会保険未加入調査（柏田）

お知らせ～社会保険料の変更について～

平成 26 年 9 月分（10 月納付分）から厚生年金の保険料率が 17.120%から 17.474%に上がります。厚生年金の保険料率は、毎年 0.354%ずつ段階的に上がっていきます。

また、7 月に提出した定時決定にて標準報酬月額の変更があった場合には、その変更後の新しい標準報酬月額を用いて社会保険料を計算するのも同じく、平成 26 年 9 月分（10 月納付分）からです。標準報酬月額については、年金事務所からその金額をお伝えする通知が届きますので、ご確認ください。

9 月分からのお給料計算の際には、上記の「厚生年金の保険料率の変更」、「標準報酬月額の変更」の 2 点にご留意ください。

お知らせ～臨時休業日について～

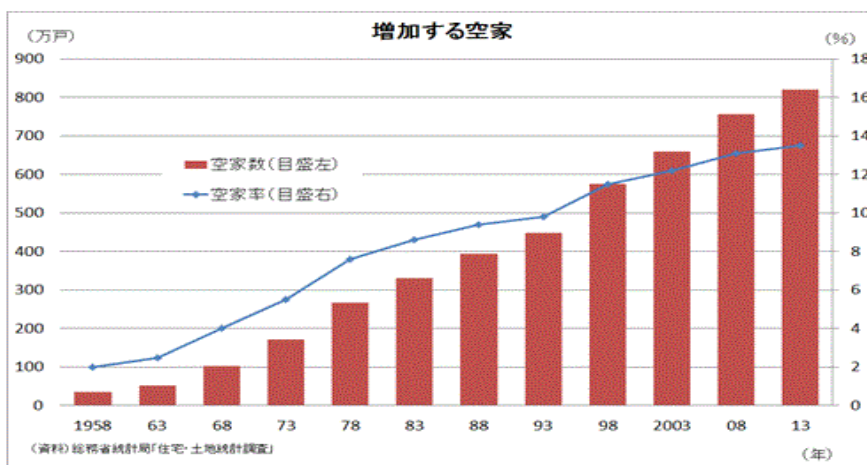
誠に勝手ながら、社内研修のため大阪事務所・京都事務所は 9 月 5 日（金）を臨時休業日とさせていただきます。お問い合わせ等ございましたら、高槻事務所（TEL:072-686-5131）までご連絡ください。

空家の活用がビジネスチャンスに（田中）

総務省の調べによると日本にある住宅の 13.5%（820 万戸）が空家になっているといわれております。

その要因の一つに固定資産税の特例制度があるとも言われています。

住宅の敷地になっている土地については固定資産税を 1/6 に減額する特例があり、所有者としては家屋を取壊せば固定資産税が高くなってしまうというジレンマがあります。



空家のまま放置すると景観上もよくないうえに、倒壊や瓦の崩落など様々な危険もあるとして、政府としてはこの状況を打開すべく政策を打ち出そうとしています。

その一つが固定資産税の特例制度の見直しです。また、中古住宅をリフォームする際の低利融資制度の創設や中古住宅の取得に際してリフォームする場合の不動産取得税の免税なども検討されております。

生産性向上設備投資促進税制について（吉兼）

平成 26 年度税制改正において創設された「生産性向上設備投資促進税制」ですが、手続きや要件に注意が必要です。

○概要

一定の要件をみたす「先端設備」（以後 A 類型）または「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」（以後 B 類型）を取得等した場合に、即時償却または 5%の税額控除（最後の 1 年は特別償却 50%または税額控除 4%）を選択。

○適用時期

平成 26 年 1 月 20 日から平成 29 年 3 月 31 日までの取得等（適用は平成 26 年 4 月 1 日以後終了事業年度から）

○手続き

A 類型は申告時に工業会等が確認した証明書が必要となります。

B 類型は事前に公認会計士または税理士の確認及び経済産業局の確認が必要となります。

○要件

A 類型

- ・新モデル要件：各メーカーの中で一定期間内に販売が開始されたもので最も新しいモデルまたは販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデル
- ・生産性向上要件：旧モデルと比較して、「生産性」が年平均 1%以上向上しているものであること

B 類型

- ・投資利益率要件：投資計画における投資利益率が年平均 15%以上（中小企業者等にあっては 5%以上）

その他多くの要件が細かくあるので、適用には慎重な確認が必要です。

国税情報を活用した社会保険未加入調査（柏田）

厚労省が厚生年金保険に加入義務があるにもかかわらず加入していない法人を的確に把握するため、法務省が国税庁に提供している法人情報を来年度から活用する方針を固めたことが先月発表されました。

厚労省は社会保険料の徴収漏れが課題となっており、厚生年金への未加入法人を調べた上で加入を促すことで、徴収漏れを防ぐことができ、社会保険料収入が数兆円規模で増える可能性があるとして試算しているようです。

国税庁には 270 万程度の法人データが申告されている一方、厚労省で把握している事業所数は約 175 万。

厚労省は来年から、国税庁データの基となる法務省が保有する法人名や所在地、設立年月日、資本金、役員・支店情報が記載された法人登記簿情報を得て、膨大な数に上る年金未加入法人を把握し、加入するように指導する意向です。

（給与の支払があり源泉所得税は納税しているのに社会保険の支払がない状態の確認が中心となりそうです）

また建設業界では、国土交通省との連携で、未加入事業者についての許認可の取消処分まで検討しているとの動きもあり、今後の国民総背番号制度「マイナンバー」も踏まえ、これまでにない行政指導が活発化する情勢です。

社会保険料の負担増加は、今後加入事業者でも迫り来る脅威であることは間違いありませんが、節税だけでなく、社会保険料支払額の節約についても、それぞれの事業者の状況次第でアドバイス出来る余地もございますので、ご遠慮なく弊社スタッフまでお尋ね下さい。